

東北森林管理局における民間競争入札の入札結果等について

公共サービス改革基本方針（平成24年7月閣議決定）を踏まえ、平成25年度の国有林の間伐事業については、第105回官民競争入札等監理委員会（平成25年3月12日開催）了承の実施要項に基づき、8箇所を対象に入札を実施してきたところ。

このうち、東北森林管理局津軽森林管理署の民間競争入札実施箇所において、再度の入札においても不落となったことから、以下のとおり実施予定者を特定することとした。

1 経緯

(1) 入札手続について

初回及び再度の公告及び入札手続きに係る日程は下表のとおり。

区 分	初回入札	再度入札
入札公告	平成25年 4月22日	平成25年 8月 1日
現場説明	平成25年 6月 3日	平成25年 8月 9日
企画提案書等提出期限	平成25年 6月20日	平成25年 8月16日
競争参加資格確認兼企画提案採否通知	平成25年 7月16日	平成25年 9月 2日
開札	平成25年 7月31日	平成25年 9月12日

(2) 入札結果について

- ① 初回公告の現場説明会には6社が参加、うち2者（A、B社）から企画提案書の提出があり、いずれも必須項目を満たしていたため、開札したところ、入札価格が予定価格を上回り不落となった。直ちに、再入札を行ったが不落となった。
- ② 再度公告の現地説明会参加社は無かったが、何れも初回公告時に現地説明会に参加した3者（A、B、C社）より企画提案書の提出があり、いずれも必須項目を満たしていたが、1者（A社）は入札を辞退、2者（B、C社）について開札したところ、入札価格が予定価格を上回り不落となった。なお再入札は2者とも辞退した。

区 分	初回公告による入札	再度公告による入札
入札説明書の交付	7者（A, B, C, D, E, F, G）	3者（A, B, C）
現場説明会参加	6者（A, B, C, D, E, F）	0者
企画提案書等の提出	2者（A, B）	3者（A, B, C）
入札開札	2者（A, B） 【不落】	2者（C, B） 【不落】
再入札開札	2者（A, B） 【不落】	【辞退】

2 聞き取り結果と再度公告の対応について

(1) 初回公告による入札終了後に、応札者から入札価格の考え方について聞き取りを行ったところ以下のとおり（詳細は別紙1参照）であり、本事業を通じて損出を生じる可能性がないよう経費を積算した結果、予定価格を上回ったものと考えられる。

なお、再度公告による入札後の聞き取り結果でも同様の回答が得られている。

- ・ 初年度の事業期間が短いことや林分内容（径級が細い）等から作業人員を追加する必要がある。
- ・ 景観に配慮するとともに、間伐木を全て搬出できる線形、延長距離等としており路網整備に経費を要する。

(2) 上記については、実施箇所の面積や集造材材積の数量など、実施要項に定める事項の見直しにより改善できるものでなく、さらに、予定価格に関しても、現地調査を踏まえ、標準的な作業システム及び森林作業道の線形、延長距離により行っていることから、特段の見直しは行わず、実施要項の5の(3)に基づき再度公告による入札を実施したところである。

3 実施予定者の特定等について

(1) 再度公告による入札においても不落となったことから、実施要項の5の(3)に基づき当該事業の実施方法について、検討したところ以下のとおり。

- ① 再々度の公告による入札による実施予定者の特定については、初年度の事業期間が取れなくなることから困難
- ② 事業の中止については、当該箇所より集造材される丸太の販売による収入について25年度の国有林野事業の収入計画に計上しており、全く不実行となると問題

(2) このため、再度公告による入札参加者2者（C、B社）と順次協議を行い実施予定者の特定を行うこととし、調整を図った結果、このうち1者（B社）において、予定価格の範囲内で実施要項等と同様の条件で事業を実施できることが確認できたことから、実施予定者として特定することとしたところである。

(3) なお、本件の応札者からの聞き取りでは、公告から入札までの期間が長く、入札時期が遅いとの意見も出ていることから、これらの期間設定や公告時期については、これまでに一定の見直しを行ってきたもの、本年度実施箇所の状況の把握及び分析とあわせて、次期実施要項等の策定に向け検討していくものと考えている。

(別紙1)

応札者等からの聴取の概要

東北森林管理局津軽森林管理署において実施した民間競争入札に基づく国有林の間伐事業の応札者等からの聞き取りによる。

【初回公告による入札後】

応札額算出等にあたっての考え方	回答者
<ul style="list-style-type: none">○ 間伐材の径級が細く、予定生産量を搬出するには通常より3割増程度のコスト(作業人員)が掛かると判断し積算した。○ 高密度の森林作業道の作設を計画し積算した。	A社
<ul style="list-style-type: none">○ 初年度は作業期間が短く、確実に実施するため作業人員を臨時的に追加することとして人件費を多く見込んで積算した。○ 世界遺産(白神産地)に近く、景観に配慮した路網整備を計画しており、通常より費用を多く見込み積算した。	B社

【再度公告による入札後】

応札額算出等にあたっての考え方	回答者
<ul style="list-style-type: none">○ 間伐材の径級が細く、予定生産量を搬出するには通常よりコスト(作業人員)が掛かると判断し積算した。○ 通勤距離が長く1日当たりの生産性が低くなるため、作業人員を多く確保する必要があり人件費を多く見込んで積算した。	C社
<p>▲ 初年度の作業期間が短く確実な実施が困難と判断。</p>	
<ul style="list-style-type: none">○ 初年度は作業期間が短く、また、単年度の間伐事業等を確保しており、確実に実施するため作業人員を臨時的に追加することとして人件費を多く見込んで積算した。	B社
<p>▲ 作業人員等を調整のうえ実施可能と判断。</p>	
<ul style="list-style-type: none">○ 入札日直前に労働災害が発生しており入札を辞退した。	A社

注1：回答者の順は、入札時の応札価格が低い順。

注2：再度公告による入札が不落となった後、B社及びC社に対して、随意契約に向けた協議を実施しており、▲印は当該協議時の意見。

注3：「再度公告による入札後」の聞き取りでA社については入札を辞退した理由。